注１　法第44条第１項又は第３項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第29条第１項第３号ニに掲げる事項を添付すること。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　法第九条の登録の申請をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第一によりその登録の申請をすることができる。

２　法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八によりその届出をすることができる。

３　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の八又は様式第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第九条の登録を受けている者であって、伝送路設備以外の電気通信設備（法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。）を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であって、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　全部認定事業者　新施行規則様式第七の二の届出書

二　一部認定事業者　新施行規則様式第七の三の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

３　この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者（電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。）であって、伝送路設備以外の電気通信設備を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であって、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　全部認定事業者　新施行規則様式第九の三の届出書

二　一部認定事業者　新施行規則様式第九の五の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

第四条　この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については、施行日に当該電気通信主任技術者を選任したとみなして、第二条の規定による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三条の三の規定を適用する。

第五条　第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第六条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第七条　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項第一号中「この省令による改正後の」を削り、「（以下「新設備規則」という。）第三条第二項第四号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「新設備規則」を「事業用電気通信設備規則」に改める。

（地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち電気通信主任技術者規則第三条の二第四項の改正規定中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

○文部科学省令・環境省令第一号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）第二条第二項並びに第四条第八項及び第九項の規定に基づき、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年三月六日

文部科学大臣　下村　博文

環境大臣　望月　義夫

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人に準ずる者）

第二条　法第二条第二項各号列記以外の部分の環境省令・文部科学省令で定めるものは、法人（一般社団法人及び一般財団法人並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）であって、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とするものとする。

（土地を取得すること以外の自然環境トラスト活動）

第三条　法第二条第二項第二号の環境省令・文部科学省令で定めるものは、次に掲げる活動とする。

一　自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として法第二条第一項に規定する地域内の土地（その土地の定着物を含む。次号において同じ。）について地上権、地役権、賃借権その他の使用を目的とする権利を取得すること。

二　法第二条第二項第一号に掲げる活動により取得した土地又は前号に掲げる権利を取得した土地における土地の維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズムその他の自然環境の保全及び持続可能な利用を推進するための活動

（地域計画に記載される自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域においてあらかじめ協議を要する公共施設等及び管理者等）

第四条　法第四条第八項の環境省令・文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第三条第一号から第三号の三まで、第十号から第十一号まで、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園に係る部分に限る。次項第二号ルにおいて同じ。）及び第三十四号に掲げる施設（これらの施設に関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）

二　林道及びこれと一体的に管理される木材集積場